

玉川村「アート+パフォーマンスによる集客事業」業務委託プロポーザル実施要項

1. 事業目的

現在、東日本大震災、福島原子力発電所事故から14年が経過したものの、依然として放射能に対する不安の声が聞かれるなど風評は根強く、さらにALPS処理水の海洋放出により福島県の観光・農産物に対する風評の再燃が懸念されるなど、県外に向けて正しい情報や本村の魅力を発信していかなければならない現状がある。

本業務では、本村において推進しているアート事業やアーバンスポーツ事業などを活用した、村独自のパフォーマンスイベントを開催し、県内外から数多くの観光者に来訪してもらえよう、本村の魅力を発信し、今後の観光事業の推進を図ることを目的とする。

2. 委託内容

- ①委託名 玉川村「アート+パフォーマンスによる集客事業」委託業務
- ②委託内容 別添「玉川村「アート+パフォーマンスによる集客事業」委託業務仕様書（案）」のとおり
- ③委託期間 契約締結の日から2026年2月末日まで
- ④委託額 4,994千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3. 参加資格

このプロポーザルに参加が可能な事業者は、次の条件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本提示の日から選考までの間に、当村から玉川村指名停止等措置要領に基づく指名停止の処置を受けている期間がないこと。
- (3) 会社更生法第17条に基づき更正手続開始の申し立てがなされている事業者または民事再生法第21条に基づき再生手続開始の申し立てがなされている事業者（開始の決定がされたものを除く）でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関していないこと。
- (5) 民法及び会社法に基づく単独の法人であること。なお、コンソーシアムで参加する場合には、代表者とされる者が契約手続きを行う窓口となること。

4. 参加申込書等の提出

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加する意思のある者は、次の必要書類を提出すること。なお、提出がない場合、本プロポーザルへの参加を認めない。

(1) 提出期限

2025年5月20日（火）17時まで（郵送又は持参）

※郵送による提出：封筒の表に「玉川村「アート+パフォーマンスによる集客事業」プロポーザル参加

申込書在中と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝除く）の 9 時～17 時。

(2) 提出物（各 1 部）

- ・参加申込書（様式 2）
- ・会社の概要がわかる資料（パンフレット可）（任意様式）
- ・実績調書（様式 3）
- ・官公庁や民間企業等での同種・類似業務の実績・成果がわかる資料（任意様式）
- ・コンソーシアムで参加の場合は、以下の書類を提出すること。

■コンソーシアム届出書兼委任状

■コンソーシアム協定書の写し

5. 質問等の受付

本実施要項及び仕様書（案）等の内容について不明な点が生じた場合は、下記へ質問すること。

(1) 受付期限

2025 年 5 月 26 日（月）17 時まで

(2) 提出方法

質問書（様式 1）により、電子メールでのみ受け付ける。

E mail : kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

※件名に「玉川村「アート+パフォーマンスによる集客事業」ポータルに関すること」と記載すること。

(3) 質問の回答方法

個別回答。ただし、必要に応じてホームページ上で公開する。

6. 企画提案書等の提出

参加申込書等提出後、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

2025 年 5 月 30 日（金）17 時まで（郵送又は持参）

※郵送による提出：封筒の表に**玉川村「アート+パフォーマンスによる集客事業」ポータル企画書
在中**と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝除く）の 9 時～17 時。

(2) 提出書類

様式は任意とする。但し、日本工業規格 A4 版又は A3 版とする。

①企画提案書：原本 1 部、写し 7 部

次の事項についての提案を含めることとする。

- 業務の取り組み方針
- 業務の進め方
- 業務内容への提案
- 実施体制：管理担当者、主担当者を明記する